

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)等関連法令に基づき以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 3 予防接種を受けた者及び保護者からの実費徴収に関する事務 4 予防接種の記録の管理に関する事務 5 新型インフルエンザの予防接種等に関する事務
③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③住民基本台帳ネットワークシステム ④中間サーバー ⑤宛名・納付システム ⑥住民記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の14, 126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 25, 26, 153, 154の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 25, 27, 28, 29, 153の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課、こども課
②所属長の役職名	健康推進課長、こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康推進課 小林市真方89番地1 0984-23-0323、こども課 小林市細野300番地 0984-23-1278
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		システムへのログイン時等の認証について、個人毎にID・パスワードを設定し管理している。また管理者権限も限定し、他人が容易にログインできないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 小園 久雄	健康推進課長 一色 俊一郎	事後	
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 一色 俊一郎	健康推進課長	事後	
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IV-1～9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和3年3月15日	I-1-②事務の概要		「5 新型インフルエンザの予防接種等に関する事務」を追加	事前	
令和3年3月15日	I-3法令上の根拠		「93の2の項」及び「第67条の2の項」を追加	事前	
令和3年3月15日	I-4-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 「番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の2」を追加	【情報提供の根拠】 「番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の2」を追加 【情報照会の根拠】 「番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の2」を追加	事前	
令和5年4月1日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条、第59条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、17、18、19、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和5年4月1日	I-5-①部署	健康福祉部 健康推進課	健康福祉部 健康推進課、こども課	事後	
令和5年4月1日	I-5-②所属長の役職	健康推進課長	健康推進課長、こども課長	事後	
令和5年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 健康推進課 小林市真方89番地1 0984-23-0323	健康福祉部 健康推進課 小林市真方89番地1 0984-23-0323、こども課 小林市細野300番地 0984-23-1278	事後	
令和5年4月1日	II-1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II-2取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①健康かるて	①健康管理システム	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10、93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第67条の2の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の14、126の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 17、18、19、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条、第59条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 25、26、153、154の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 25、27、28、29、153の項</p>	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目追加	事後	